



小規模事業者持続化補助金の公募について

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく小規模事業者の皆様の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）などの取組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

1. 補助金を受けるための要件

- ◎小規模事業者の皆さんが策定した「経営計画」に基づいて実施する事業であること。
- ◎商工会の支援を受けながら取り組む事業であること。
- ◎以下に該当する事業でないこと。
 - ・既に国の他の補助金・助成金を受けている事業
 - ・公序良俗に反する事業
 - ・取組みが1年以内に売上の増加に繋がらない事業

2. 補助対象の事業者とは

- ◎商工会地区の小規模事業者であること。
- 【従業員数：20人以下、※卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）は5人以下】
- ※事業を営む会社および個人事業主以外は利用できません。
- ※創業予定者は補助対象外です。

3. 補助対象になる事業（取組みのイメージ例）

① 販促用チラシの作成、配布	⑤ ネット販売システムの構築
② 販促用PR（新聞広告・Web広告）	⑥ 移動販売、出張販売
③ 商談会、展示会への出展	⑦ 新商品の開発
④ 商品パッケージ（包装）の改良	⑧ 景品、販促品の製造、調達など

4. 補助率と補助対象となる経費

- ◎補助率 ⇒ 補助対象経費の2/3以内。（事業費75万円、補助金上限50万円）
- ※雇用の増加、買い物弱者対策、海外展開を図る取組みについては（事業費150万円、補助金上限100万円）

※複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合（上限100万円～500万円 連携小規模事業者数による）

- ◎以下の条件を全て満たす必要があります。

- ①使用目的が事業実施に必要と明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降に発生した経費（交付決定以前の支出は対象外）
- ③証拠資料等によって金額が確認できる経費

経費内容	
①機械装置等費	⑦雑役務費
②広報費	⑧借料
③展示会等出展費	⑨専門家謝金
④旅費	⑩専門家旅費
⑤開発費	⑪委託費
⑥資料購入費	⑫外注費
⑬車両購入費（買い物弱者対策）	

5. 補助金の申請手続き

(1) 公募予定は次のとおりです。

公募期間 受付開始 ⇒ 平成28年 2月 26日 (金)

受付締切 ⇒ 平成28年 5月 13日 (金)

申し込みにあたり、申請者が所在する地区の商工会・商工会議所で書類を確認する作業が必要なため締切日まで余裕を持った日程で商工会・商工会議所にご相談ください。

② 応募件数

同一事業者からの応募は1件とします。

(2) 公募要領の配布先

東京都商工会連合会のホームページからダウンロードしてください。

商工会議所様式は、受付できません。

URL : <http://www.shokokai-tokyo.or.jp/>

(3) 申請書の提出先

東京都商工会連合会 地域振興課

〒196-0033

東京都昭島市東町3丁目6番1号

電話番号042(500)3885

※お問合せの対応時間は、09:00~17:30(土日祝日を除く)

※商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる方は、当連合会へ申請書の提出はできません。

6. 補助金の採択・審査について

①提出された公募申請書は外部有識者にて書面審査を実施した後、採択審査委員会で決定。

※ヒアリングは実施いたしません。

②応募者に採択・不採択の結果を通知いたします。平成28年7月上旬予定。

※審査結果の内容については、お問合せに応じかねます。

③採択者には補助金の交付決定を通知いたします。

※補助事業実施期間は交付決定通知書受領後から平成28年11月30日(水)までです。

7. ご相談はお近くの商工会へ

三鷹商工会

三鷹市下連雀3-37-15

電話0422(49)3111 FAX0422(49)3184

三鷹商工会

東京都三鷹市下連雀3丁目37番15号

電話0422(49)3111